

事務連絡
令和4年8月1日

〒530-8556

大阪市北区曾根崎2丁目2番1号

全国柔整師協会 御中

三鷹市子ども政策部
子育て支援課長
(公印省略)

子どもの医療費助成制度拡充について（お知らせ）

日頃より三鷹市の子育て支援施策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和4年10月1日より、下記のとおり子どもの医療費助成制度の助成内容を三鷹市独自施策として拡充しますので、お知らせいたします。

ご不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

1 義務教育就学児医療費助成制度（マル子医療費助成制度）【拡充】

令和元年10月より小学生までの所得制限を撤廃していましたが、令和4年10月からは、中学生についても所得制限を撤廃し実施します。

※ 今回の拡充による公費負担者番号の変更はありません。

公費負担者番号	通院時自己負担額	対象児童
88131271	200円（上限）	所得制限内世帯の児童
【三鷹市独自事業】 88134275	200円（上限）	所得制限超過世帯の児童

2 高校生等医療費助成制度【新規】

高校生年齢相当の児童に対して、医療費の助成（一部助成）を開始します。所得制限はありません。

令和4年度は、医療証の交付は行わず、医療機関受診後の償還払い（現金給付のみの実施となります（受診時は、これまでどおり自己負担額3割の支払い）。

＜助成内容（マル子医療費助成制度と同様）＞

- ・通院1回につき200円（上限）を除いた額
- ・通院に伴う調剤費の全額
- ・入院費の全額

なお、令和5年度以降の実施方法については、決定次第お知らせいたします。

【担当・問い合わせ先】

三鷹市子ども政策部子育て支援課
医療・手当係 高野・三木
電話 0422-29-9675